

## 福島県最低賃金の引き上げと

### 早期発効を求める意見書提出請願書

2020年2月14日

須賀川市議会

議長 五十嵐 伸 殿

住 所 福島県須賀川市 [REDACTED]  
氏 名 日本労働組合総連合会福島県連合会  
須賀川地区連合  
議長 鈴木 重一  
紹介議員 深谷政憲

#### 請 願 要 旨

福島県は、少子高齢化と人口の減少・流出が進み、震災当時と比較して生産年齢人口は約20万人も減少し、人手不足は深刻化しています。

人手不足を補うための外国人労働者数も対前年比で約20%増加し、障がい者雇用数も県内民間企業で過去最高を更新、パート労働者、契約社員・派遣社員などの非正規労働者は雇用全体の約4割となるなど働き手の多様化も進んでいます。これら、国籍の違い、障がいの有無、雇用形態の違い等を理由に労働者を低賃金で雇用することがあってはなりません。どこで働いていても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で働きの価値に見合った水準とすべきです。

また、人口減少による消費者の購買力の低下は、企業活動の縮小や賃金のデフレ化を招き、地域経済へのダメージと更なる経済の縮小が懸念されます。そして、消費増税による物価変動への影響も無視できません。社員・従業員の定着化を進め、製品やサービスの付加価値向上、モノづくりの生産性向上を前提とした賃金引上げによる消費の喚起と市場拡大を目指す「経済の好循環」が求められます。

つきましては、「賃金の経済政策」としての最低賃金引き上げの重要性を強く意識し、次の事項について地方自治法第99条の規定により、政府関係機関並びに福島労働局長に対し、意見書を提出して頂きますよう、お願い致します。



## 請 願 事 項

1. 福島県最低賃金は、毎年年率3%程度を目途に引き上げをはかること。また2019年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針」の「より早期に全国加重平均1000円になることを目指す。」とした方針に基づき、相応の引き上げを行うこと。
2. 福島県内の労働力確保、人口流出抑制・防止を見据えた金額とすること。
3. 消費増税による物価変動の状況を見極め、増税に見合った最低賃金を担保すること。
4. 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。
5. 一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め早期の発効に努めること。

以 上

### 連絡先（事務局）

住 所 須賀川市 [REDACTED]  
氏 名 日本労働組合総連合会  
福島県連合会須賀川地区連合  
事務局長 富樫賢太郎  
電 話 [REDACTED]

## 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

### 内 容

福島県は、少子高齢化と人口の減少・流出が進み、震災当時と比較して生産年齢人口は約20万人も減少し、人手不足は深刻化しています。

人手不足を補うための外国人労働者数も対前年比で約20%増加し、障がい者雇用数も県内民間企業で過去最高を更新、パート労働者、契約社員・派遣社員などの非正規労働者は雇用全体の約4割となるなど働き手の多様化も進んでいます。これら、国籍の違い、障がいの有無、雇用形態の違い等を理由に労働者を低賃金で雇用することがあってはなりません。どこで働いていても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で働きの価値に見合った水準とすべきです。

また、人口減少による消費者の購買力の低下は、企業活動の縮小や賃金のデフレ化を招き、地域経済へのダメージと更なる経済の縮小を引き起こします。そして、消費増税による物価変動への影響も注視しなければなりません。社員・従業員の定着化を進め、製品やサービスの付加価値向上、モノづくりの生産性向上を前提とした賃金引き上げによる消費の喚起と市場拡大を目指す「経済の好循環」が求められます。

よって、福島県議会は福島県の一層の発展をはかるため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関する、次の事項について強く要望します。

1. 福島県最低賃金は、毎年年率3%程度を目途に引き上げをはかること。また2019年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針」の「より早期に全国加重平均1000円になることを目指す。」とした方針に基づき、相応の引き上げを行うこと。
2. 福島県内の労働力確保、人口流出抑制・防止を見据えた金額とすること。
3. 消費増税による物価変動の状況を見極め、増税に見合った最低賃金を担保すること。
4. 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。
5. 一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め早期の発効に努めること。

提出先

内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
福島労働局長

意見書提出先の氏名と住所

2020年 最低賃金引き上げ早期発効を求める意見書

提出先	氏名	住所	所属等
内閣総理大臣	安倍 晋三	〒100-8914 東京都千代田区永田 1-6-1	内閣府
厚生労働大臣	加藤 勝信	〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第5号館	厚生労働省
福島労働局長	岩瀬 慎也	〒960-8021 福島市霞町 1-4-6 福島合同庁舎 5階	福島労働局